

令和3年度第4回東京都事業評価委員会 議事録

1. 会議の日時 令和3年11月1日（月）午後2時00分から午後4時19分

2. 場所 東京都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3. 出席委員

委員長 内山 久雄（東京理科大学 理工学部 土木工学科 教授）

委員（名簿順）

坂井 文（東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科 教授）

中村 英夫（日本大学 理工学部 土木工学科 教授）

朝日 ちさと（東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授）

田村 達久（早稲田大学 法学大学院 教授）

知花 武佳（東京大学大学院 工学系研究科 准教授）

茶木 環（作家・エッセイスト）

4. 審議会に付した議題

（1）令和3年度第4回事業評価委員会評価対象事業に関する意見交換及び
検討等

- ①東京都市計画道路放射第23号線
- ②三沢川整備事業
- ③鶴見川整備事業
- ④六仙公園

5. 議事の概要

（1）令和3年度第4回事業評価委員会評価対象事業に関する意見交換及び
検討等

① 東京都市計画道路放射第23号線

（上記について、東京都から説明）

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、委員の皆様から御意見なり、御質問なりを御発言ください。どうぞ。

○委員 じゃあ、よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○委員 どうも御説明ありがとうございました。1点お尋ねさせてください。スライドでいうと「4. 事業の進捗状況と見込み等」という表のところなんですけれども、下に用地の取得状況がございまして、括弧内が前回5年前で、外書きが今回ということですので、真ん中の(B)の既取得面積が変わっていないという状況になっております。多分いろいろ御苦労はされているんだと思うんですけれども、一応、再評価ということでもありますので、この5年間の取組が適切だったのかといったようなこともしっかり議論しなきゃいけないのかなと思ひまして、この残り40平米前後だと思うんですが、その折衝なり、あるいは、どのような手を考えたけれども、できなかったとか、その辺りの経過を少し御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○東京都 御質問ありがとうございます。建設局用地部用地課長の小林でございます。座ったままで失礼いたします。

前回評価時と用地取得率が変わっていないという御指摘でございます。残りの画地が7画地ほどございますけれども、残っているのは本当に非常に狭小の宅地でございます。一部工事を先行しているところもございます。この5年間なんですけれども、先ほど御説明もありましたが、やはり工事に着手する部分を優先して折衝を進めていきたいという思いもございまして、北沢中学校の反対側辺り、先ほど写真もございましたけれども、計画線外の建物所有者が、新しい道路ができることによってその前面道路とつながらなくなってしまうというような案件がございまして、その高低差処理方針の検討ですとか、工事費補償の方針の決定などにこの5年間は費やしてまいりました。平成29年度に高低差処理方針を決定しまして、土地所有者、それから計画線外の建物所有者との間で工事費補償方針を決めて契約をして更地化してきたと。そういった取組が中心となってまいりましたので、お金の執行等、契約等はあったんですけれども、用地の取得面積としては増えていないと、そういう状況になってございます。

以上でございます。

○委員 どうもありがとうございました。区域内の用地取得だけではなくて、工事に当たって様々な附帯といひましようか、すり合わせの作業があつて、そちらのほうにかなり時間を取られたということと、あと、今お聞きしたら7画地もあるということですので、平均すると大体五、六平米ずつぐらいという非常に狭小な規模ということもあつて、全体の工事にももちろん影響はするんですけれども、大きく影響するようなどころではないというようなことかなと理解をいたしました。

それで、見通しといひましようか、見込みなんですけれども、面積が小さいとはいへ、それがないと完成には至らないわけなんです。かなり難航してまだまだ大変だなという感じなのか、これからお話に入っていけば、小さいこともあり、それなりに話はまとまるだろうという見通しなのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○東京都 御質問ありがとうございます。中には事業反対の方もいらっしゃいまして、境界確定が決まっていないところもございますが、そうではないところもございますので、鋭意折衝は進めて、今後、積極的に1画地でも多く買っていきたいと思っております。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。東京都、全部はできなくてもと言うと語弊がありますが、まとまった区間で交通開放ができればやっていくといったような形で、早めに事業効果を発現していくといったこと、他の路線でもやっておられます。今回の残っている用地がどういったところか存じ上げませんけれども、もちろん、相手があることですから一朝一夕に解決とはならない場合もあるとは思いますが、ぜひ早期の効果発現ということに配意をいただきまして事業推進を図っていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

そのほか、御質問いかがでございますでしょうか。朝日先生、お願いします。

○委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。2点質問させていただきます。

1つ目は、6ページ目の事業の投資効果の数字についてです。前回のチェックリストを見せていただいているんですけども、前回のチェックリストと比べるとコストも便益も額が大きくなっていて、B/Cは少し落ちているんですけども、交通費が少し下がっているであろう中で便益が大きくなっていてところの計算の何か理由があれば教えていただきたいのが1つです。

もう一つは、事業の投資効果の防災のところ御説明いただいたもので、木密地域、重点整備地域って緑のエリアの中を通るところでということがあったんですけども、いつも防災の効果は、特に最近、緊急道路ネットワークのところですごく分かりやすくなったんですけど、こういうふうに木密のところであつたりすると、防災機能の強化の効果が大きいか、あるにしても、大きい、小さいというようなウエートの考え方というのはあるんですかということをお聞きしたいです。

よろしく願いいたします。

○東京都 御質問ありがとうございます。1点目が、走行時間短縮便益で、これが前回と比較して上がっていて、走行経費と、あと交通事故が減少しているという状況があるというところで、何か要因があるのかというところでよろしいでしょうか。この理由ですけれども、センサスの中の車種別時間価値の原単位が前回と変わり上がってしまっていて、それで全体的に便益がこの分は出ているというところです。

それから、2点目の防災性の向上の部分の定性的評価の中で、木密地域だとさら

に何かウエートというか、効果的な大小の考え方があるのかということですが、特に差はつけてないです、この木造密集地域、特に今日御説明した不燃化特区地域ですとか指定されているところについては、当然ながら、それ以外の部分の地域と比べて、この整備効果ですね、延焼遮断効果とかそういったものはありますが、特に何か違いというのは我々の中では考えてはいません。

○委員 分かりました。ありがとうございました。そのB/Cのほうは了解いたしました。もうマニュアルが違う、新しくなったものなので前回と違うということかと思うんですけど、ありがとうございました。

あと2番目のほうなんですけど、いつも定性評価のところだと思うんですけど、B/Cがやっぱり下がってきていて、いつも街路の多くがそうになっていて、都市部でも下がってくるのがどこでも多くなっていると思うんですけど。そうすると、一方、防災だとか景観だとか緑地だとか、空間としての便益をやっぱり見ていかなきゃいけないですけども、そこでB/Cだとすごく交通のところだけが出てしまって、交通の意味での効率性のところとそうじゃないところというのを多分分けて見る必要が出てくると思うんですけど、今の定性的効果の考え方だと、交通の部分の効率性の二重計算になっているかもしれないところ、あるいは、効率性なんだけれども、技術的外部性でカウントできないというか、金銭換算はしていないところというのと、あと、空間としての効率性というんですかね、そこもカウントはしていない、貨幣換算はしていないけれどもというところと、あとは、効率性ではなくて、公平性だったりとか、普通に利用というふうに考えているとうまくいかない安全の部分とか、そういった部分というのを基準として分ける必要が多分大きくなってくるんじゃないかなと思っています。その意味で、定性的効果のところの優先順位が分かりやすい、例えば今の木密のところのように政策的な優先度が空間的な意味で高いとか、そういうところがもう少し分かりやすく示されても、この場合には優先度が高いという意味で、他の政策との関連で効果としてポイントがもう少し高いとかということが分かりやすくなるほうが今後いいんじゃないかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○東京都 御意見ありがとうございました。定性的な効果の部分については、また、この7ページの整理の仕方とか、今年度これで始めてみましたけれども、また、その重みづけというか、重要度、今、代表的な部分を二重丸ということをつけていて、どれが優先度が高い、低いというわけではないですが、今いただいた意見も踏まえて、この辺、何かいい整理の仕方があるのかどうか、また検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 その他、いかがでしょうか。

私から、直接、今回の費用便益とは関係ないんですが、この放射23号線ですけ

れど、今、5ページを見ているんですが、赤いところが検討項目になっていますね。その右側の青いところはかなりの幅員で完成しているということですが、左側の甲州街道を抜けて松庵一丁目までのいわゆる水道道路の部分というのは、これで完成形ですかというのが質問の1です。4車線あるけれど、車線がすごく細い、狭いんですけれど、それでも将来それでいくのかというのが1点目ですね。

2点目は、今の評価区間の西側に環状七号線があるんですけれど、この道路、環状七号線と平面交差になっていて、信号制御になっていて、そこですごい混むというのは皆さん御存じのとおりなんですけど、この環七との交差点を将来はどうするのかと。立体交差にする予定であるとか、計画が決まっているわけじゃないからよく分からないと思いますけれども、どうするのか教えてくださいと。

それから最後、3つ目ですけれど、環状七号線を越えて、それで今度は京王線の踏切がなくなって、すぐ松原交差点に行って、和田堀給水所を横に見て水道道路につながることになるんですけど、その区間はまだ全然、ずらっと点々になっていて、すごい大回りしながら京王線の踏切へ行くというふうになっているんですけど、そのところの計画は決定されているのかということで、それに関して言うと、京王線の高架工事が今ありますから、その高架工事とタイアップして何か戦略を考えているんですかと。

大別してその3つについてお尋ねしたい。

○東京都 3点御質問ありがとうございます。

まず、1点目の井の頭通り、甲州街道を越えて境浄水場のほうにまさにつながっていく水道道路ですけれども、今御指摘いただいたところについては、まだ都市計画上の完成断面にはなっていません。

○委員長 ああ、そうですか。

○東京都 概成という扱いになっています。ただ、今のところ予定があるかというところ、整備の予定は今のところはありません。それが1点目です。

それから、環七との交差点の部分ですけれども、ここ、もともと立体交差です、都市計画上。

○委員長 いや、立体交差じゃないでしょう。平面交差。

○東京都 はい現況は。特に、環七挟んで今回の評価区間の西側区間について非常に渋滞していましたが、交差点の一部を改良してまして、昔、本当に狭くて右折レーンもなかったものですから、ずっと車がつながっていたんですけれども、交差点すいすい事業で交差点改良しています。右折レーンを設けたりしていますので、それで大分改善はされているところです。

あと、その先の京王線との交差部分ですけれども、今まさに京王線の連立もやっ

ていまして、それと、和田堀給水所自体も改修を行っています。この都市計画道路放射第23号線については、この5ページの資料でまさに点線を表示していますけれども、これが②番というところで平成27年に事業化をしています。

○委員長 あ、そうですか。

○東京都 今、用地買収を進めてきているというところです。今後、連立、さらには和田堀給水所の改築等も併せて連携しながら工事を進め、事業を進めていくという状況になります。

○委員長 はい。どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだこの事業は途中ですけれど、継続ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 継続して、もっとB/Cを高めていただければと思います。よろしくお願ひします。

○東京都 どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、本日の2つ目ですが、河川事業、三沢川整備事業を議題といたします。

事業の内容と現状を御説明願ひします。

② 三沢川整備事業

(上記について、東京都から説明)

○委員長 どうも説明御苦労さまでした。

では、ただいまの案件について、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴いたします。どうぞ、茶木委員、お願ひします。

○委員 御説明どうもありがとうございました。用地取得のほうも進んできているという御説明をいただきましたけれども、近年は全国的に水害も多く、東京都も他の地域でも、やはり皆さんが水害について人ごとじゃなくて自分事として強く捉えるようになっていらっしゃると思います。そうした中で、多くの地権者の方々に御説明をする中で、皆さんの理解度が深まってきているのかどうかということをお伺ひできますでしょうか。

○東京都 用地課長でございます。御質問ありがとうございます。

地権者の方の中には、御商売をされていたり、あと生活の基盤として畑をやっていらっしゃる方もいまして、当然、事業の必要性などについては丁寧に御説明をして、御理解を得るよう契約に向けて折衝を進めているところなんですけども、やはりなかなか、生活の再建であつたりですとか、そういった部分である程度めどが立たないと契約はできない部分がございますが、事業の必要性は、そういった危機管理的な側面がある事業ですので、そういった説明は丁寧にさせていただいているところでございまして、用地取得を進めているところでございます。

○委員 状況によって、御説明の仕方も少し変えられてきているんですか。

○東京都 基本的に、事業の説明みたいなのは事業の説明会で行っておりまして、実際の用地折衝の中では個別の話がメインになるんですけども、事業の内容を御説明するのは理解していただいても、それがやっぱり用地の取得に直結してこない。やっぱり御自身の生活再建だつたりとかそういった関係で、事業は理解しているんだけど、契約には結びつかないという部分がございます。

○委員長 その他、御質問いかがでしょう。

○委員 いいですか。

○委員長 はい、お願いします。

○委員 どうも御説明ありがとうございます。近年の水害実績の表があつて、内水の被害がこの地域では多いですということになっておりました。ですから、河川からの溢水という意味では、幸いにしてそういった意味の被害は起きていないということなんですけれども、だからといって河川改修が必要ないということではないんですが、あと、後ろのほうに行きますと、定性的効果というところで、河川の改修が進むことによって周辺の下水道の整備も進んで、内水被害の軽減にも役立つでしょうといったことが書かれてございます。この辺、分かる人は分かると思うんですけども、分からない人は分からないと思うので、もう少しその因果関係といひましようか、例えば河川がまだ整備がないと、そこに流し込む下水が待たされているんですよとか、例えば何かこんな事情があるので進まないけれども、整備が終われば受け入れることができるんですとか、どのような因果関係で内水整備がいくのかといった辺りを簡単に御解説をいただけますでしょうか。

○東京都 御質問ありがとうございます。先ほども御説明させていただいたとおり、既設の護岸については1時間当たり50ミリの降雨に対して対応する護岸整備を行っているということでございますが、そこに流れるのは当然、直接河川に入る

水もございしますが、多くは公共下水道を通して入ってくるということで、河川整備が進まなければ、仮に下水道が50ミリの整備を行えたとしても、河川に出る出口のところでは現状の整備水準に塞いでしまう、流出を抑制させてもらっているということになりまして、結果的に、下水道を一生懸命整備しても最終的には流れなくなりますので、その分で町の中での内水氾濫が起きてしまうというような状況につながっているということでございしますので、下水を受け入れる河川としては、引き続き整備を行いまして、そこに50ミリの下水を受け入れられるように早期に事業を進めていきたいと考えております。

以上でございします。

○委員 ありがとうございます。ということは、文章上は下水の整備が促進されると書いてあるんですけども、場合によっては今おっしゃったように、整備自体はきているんだけど、最後受け入れるところでちょっと待ってというふうに蓋というか、制限をしたような場合も含んで、そういったものを受け取れることもできる、つまり、整備が促進されるだけではなくて、その整備効果が適正に発現されるといったようなことも含めて、この河川の早期整備による効果があるというような理解をさせていただければよろしいのでしょうか。

○東京都 そのとおりでございします。ありがとうございます。

○委員 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長 他、いかがですか。はい、お願いします。

○委員 すみません、基本的なことかもしれないんですけども、この費用対効果を見たときにあまり大きくはなくて、この辺りはたまたまずっと造成されて市街化されてくるのを見ていましたので、何かもう少し事業化が早ければ安かったのにと思いつつも、でも、被害軽減便益という形で出すということは、ある程度、家屋とか農地がきちんと運営されているとか、市街化が進んでいるほうが便益は出る形になっていると思うんですね。河川は河川で下流のほうから原則として整備していきますというのを伺ったことがあるんですけど、市街化との、開発との関係で、整備の順番を何かするような原則というのはあるんですか。やっぱりこのB/Cのところはかなり市街化の程度によって違いが出てきてしまう部分もあるんじゃないかなと思いまして、基本的なことかもしれないんですけど、お願いします。

○東京都 御質問ありがとうございます。市街化がやはり急速に進むと、河川に流出してくる水の量が必然的に多くなってきてということで、これはこちらの川だけではなく、全国的に全ての河川で言えることになります。その流出については、やはり川だけで対応することというのは非常に難しいというところがあって、今回の

本題とはそれるかもしれないんですけども、流域治水というふうな考え方があって、例えば、先ほど農地というお話もありましたけれども、その流域、川に入る手前で貯留するような仕組みをやったりというふうなところは、河川とは別に取組としては行われておりますので、そういったところにたまったものを、例えば悪天候時、河川が増水したんだけれども、天候が回復して水が下がってきたら、そのためた水を出すというふうな取組も別にやられていますので、そういったところも含めて治水といいますか、流域の対策としては取られている状況です。

○委員 それは分かるんですけど、市街化、この多摩ニュータウンの坂浜の辺りというのはもう開発がずっと前から決まっていたわけで、その辺りのタイミング、基盤としての水の整備をするタイミングというのは何らか、そういう市街化の開発の計画と連動されているのかなということをお聞きしたかった。

○東京都 御承知のとおりでございますが、三沢川につきまして、下流部の整備、昭和50年代から進めてございますが、この地区につきましては、それぞれの区画整理事業等と合わせて整備を行ってきたという経緯がございますが、当然、町を整備する、合わせて三沢川を整備するということが下流から順次行ってきたという状況でございます。当然、当時につきましては費用対便益分析等はございませんので、そこまでの評価を行ってはいないのかなと思ってございます。また、新しい整備につきまして、マニュアル上は現状の市街化の状況を踏まえて、そこでの降雨による溢水によって被害が起きる、その被害について便益と見ているということですので、新しい整備については含んでいないのかなと考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。事業のタイミングによっては、これから市街化が進んで便益が出ることは確実なのに、出ないということもあり得るんじゃないかなと思ってしまった次第です。ありがとうございます。理解いたしました。

○委員長 その他、いかがですか。

○委員 どうもありがとうございました。僕が理解していないだけかも知れないですけど、教えていただきたいんですが、この事業評価区間の下流部に緑の部分が残っているのは、これ、先ほど下流で進まなかったという話もありましたけど、この緑の部分はどうなるんですか、これから。

○東京都 既に用地は100%買えてございまして、あとは整備を進めるというような段階になってございまして、今年度、今回の事業評価区間の下流部で最後の工事を進めるというような状況になってございます。

○委員 ここに着手をするときにはもう下流は全部完成しているという状況ですね。

○東京都 ええ、もう既に今回の区間についても着手はしてございますが、その下流部については今年度最後の着手をするという予定になっているというところでございます。

○委員 はい、それは分かりました。

まだ分かってないのが、B/Cはこの1,400メートルに対して計算しているんですけど。

○東京都 そのとおりでございます。

○委員 今回評価するのはこのうちの340メートル。

○東京都 B/Cについては、全体の1,400メートルで評価を行っているという形です。

○委員 ええ。そうすると、今回のこの事業評価区間L=340メートルというのをどう捉えたらいいかが、私、あまり分かってなくて、1,400メートルでB/Cを出しているなら、それをそのまま評価すればいいように思うんですけど、何で340メートルだけなんですか、これは。

○東京都 基本的に評価区間というのは、事業区間、認可区間と連動しているというところがございますので、今回の認可区間に合わせまして評価を行うというところがございますが、河川の場合は、それぞれで張りついている家とか、いろんな被害の状況が違いますので、例えばここで、田んぼばかりで、あまり被害がなくてB/Cが1いかななくなってしまったということになって、ここはやらないのかということになると、それは違うわけでございますので、評価については全体で行っているということで、一方で、対象区間は認可を出させていただいている区間ということで、340メートルというのが区間ということになってございます。

○委員 そうすると、今後、この上に移っていくわけですね。事業評価区間はこの残り1,060メートルの区間をタイミングに合わせてどんどん動いていく。

○東京都 そういことです。

○委員 そうすると、そのときB/Cはどうなっていくんですか。やっぱりじわじわと変化していく？

○東京都 はい。ですから、どんどんBもCも小さくなっていくということです。終点は一緒ですので、どんどん小さくなっていくというふうに考えています。

○委員 なるほど。そうするとでも、どこかで1切りませんか？状況次第？

○東京都 ええ。それは、ちょっと状況についてはまだ出してございませんので。

○委員 ええ。多分これ、ずっと低いところを川は流れていて、確かに周りは住宅地ですけれども、そんなに家が低地に張りついているところではないので、やっぱり絞ると多分被害額ってだんだん落ちていくようには。

○東京都 一方で、河川の断面も小さくなっていくということで、用地買収が少なくなったり、工事費または掘削費等も少なくなっていくということもございますので、コストも下がっていくということになる。

○委員 ごめんなさい。僕、今説明いただいたのが分からなくなった。1,400でB/Cを今出していて、あ、そうか、終わるとこれがだんだん短くなっていて、神奈川県境界までの範囲というのがずっと固定されているんですね。

○東京都 そうですね。延長は固定されているんですけど、ここには表現されていませんが、河川というのはどんどん上流に行くに従って流量が小さくなっていくということであれば、断面も小さくなっていくと。そうすると、用地買収、工事費も少なくなっていくということですので、コストも小さくなる。ベネフィットが小さくなるということで御心配いただいているかと思いますが、算定してみないと分かりませんが、コストも少なくなっていくのかなと考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 その他、いかがですか。

私から。先ほど、中村委員とかいろんな方から、下水ができる、公共下水ができると。そうすると、川に流れないんですよ。だから、河川の流量はどんどん減って行って干からびちゃう、そのうち。つまり、雨水排水は全部下水で集めちゃうと、雨水排水は基本的に川には流れないということになりますね。下水道整備することとは。もちろん、雨水排水プラス家庭雑排水もありますけれども、そうやって河川に沿って下水道が整備されると、それまで河川に流れていた水は下水道に流れちゃって河川に流れなくなるので、河川に行く流量がなくなっていっちゃうと。どこかで、それでは大変だからといって浄水場で河川に流し戻す。そこはちゃんと浄化して中水にして河川に流し戻して流量を確保すると、そういうふうになる

んじゃないかと思うんですけれども、下水道整備でどのくらいの雨水排水を下水道で持つのか。そのまますぐ下水道では持たずに、雨水はそのまま河川に流すのかとか、そういう判断というのをどこでやっているかということが聞きたいことの一つなんですけれど、もしそうだとすれば、下水道をちゃんと整備すれば、今日のような河川整備というのはそういう意味で必要なくなっちゃうんですよね。正直言って、環状七号線の下の大きなトンネルみたいなものを造るというのをイメージすればいいわけで、全ての水はそこへ流すと。そうすると、わざわざ河川を整備する必要はなくなっちゃうという議論もあるということが1つですね。だから、どこかで折り合いをつけているんだと思うんですけれど、その折り合いはどこでつけているのかということが質問の1です。

それから、質問の2は、50ミリ、それも中村先生からも指摘ありましたけど、50ミリというのは少な過ぎるんじゃないんですかということなんです。本当に気候変動で100ミリとか100ミリを超える、短時間でもそういう雨があるということは皆さん知っているわけですけど、そういう最近の情勢で、50ミリ強度に耐えられる、そういう河川整備をしますというふうに言うことが通じるのかどうかということなんです。したがって、どういうことかということ、もし100ミリとかいう降水があったときに、この地域はどういうふうになってしまうかというシミュレーションなんかはちゃんとしていて、それで、そのとき用に、もしかしたらそういうことがある、あり得る可能性もあるので、その場合は調節池をここに設けるとか、何か次の手というのをどこかで考えているんでしょうかというのが質問その2です。その2つです。

○東京都 質問ありがとうございます。下水道等の関係でございますが、説明が不足していたかと思えます。下水道は、合流式下水道、分流式下水道ということで、それぞれ汚水と、下水道の役割というのは汚水を収集して処理場で処理をする、または雨水については、雨水を排除して流すということなんです。雨水につきましては、そのまま処理場には行かずに一番近い河川に放流しているということでございますので、下水が整備されればされるほど、逆に河川のほうに流れてくる水が多くなっていくということでございます。先ほど申し上げたとおり、一方で、そこで河川が整備されていない状況であると、下水の雨水を整備していますが、水を流すのを少し待ってくださいねと、そういう状況になるということでございますので、基本は降った雨は下水の雨水管を通じてそのまま河川に入ってくるということで、下水道が整備されることによって河川が干上がるということではなく、逆に増えていくというような状況でございます。

○東京都 ありがとうございます。続いての御質問ですけれども、50ミリの整備で少くないかというふうなお話、先ほどお話のありました最近の気候変動ということも踏まえて、これから我々もそういったところの事象を捉えて計画をいろいろ見直していくようなことも、国のほうの動きもありますので、そういったところも

踏まえてやっていかなきゃいけないなというふうには今感じているところです。ただ、今、50ミリの河道の整備をやってあって、それ以上の雨、先ほどの100ミリというお話がありましたけれども、それが降った場合にどうなるかというのは、今、想定最大の雨に対して浸水予想区域図というのを都で作成してございます。それを基に各区市町村がハザードマップということで出しておいて、ハード整備、なかなか時間がかかってしまうんだけど、そういった強烈な雨が降った場合にはこの辺りがこのぐらい浸水しますというところのリスク管理といいますか、住民の皆さんの避難誘導につながる取組もしてございます。ハードの整備に加えてそういったソフトの対策もしてございますということで、その取組を引き続き強化していきたいなと思っているところでございます。

それからもう一つ、この辺りで、例えば次の手で池を造るのかというふうなお話もあったと思うんですけども、今、50ミリの整備を実施していますが、レベルを上げているところもございまして、対策強化流域と呼んでいます。そちらは同じ20分の1の確率の雨の規模の中で、区部では75ミリで整備、それから多摩部では65ミリ、これはこれまでの雨の降り方の統計を基に出していますけれども、やっています。その対策強化流域でやっているものは、やっぱり50ミリは川で流すというふうな取組をしています。残りのところの25ですけども、そのうちの10は流域で貯留してもらうように考えていまして、残りの15の部分については調節池で降水を取り込むというふうな整理で考えてございます。ですので、例えばこの辺りの御当地でいきますと、雨の降り方でいくと65が相当します。50が川、10が貯留、残りの5が池ということになってまいります。その5の池を造るかどうかということについては、対策強化流域にその流域が指定されればそういうふうになるんですけれども、その指定においては、過去の浸水被害状況なんかも踏まえて、ここはレベルを上げたほうがいいよねというふうになればそういうふうになるんですけれども、今のところはそこまでということですので、調節池を新たに設ける次の点はあるのかということについては、将来そういう可能性があるかもしれませんが、今のところはないというふうなところでございます。

○委員長 どうも御丁寧に、なかなか答えづらい質問をありがとうございました。その他、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。関連して、コメントになるかもしれませんが、私、今朝も同じような議論をしまして、どこでも同じことを申し上げているんですよ。それだけ僕は思うんですけど、50ミリって確かに確率にしたら二、三年に1回なので、当然いつ来てもおかしくないという値ですよ。おっしゃるとおり、今、方々で、想定最大までも上げたときに最悪何が起こるんだというシナリオはどんどん進んでいるんですね。今おっしゃったように、河道で幾ら持って、流域で幾ら持ってという分担を決めていくという議論も非常に大事なんですけ

れども、いろいろ見ていると意外とやられてないのが、さっき委員長も言いましたけど、50ミリ降った場合は、多分、今、粛々と整備をしているので流せるはずなんですよね、一通り終わったら。ここに想定最大の前に70ミリ降ったとすると、流れるところと流れないところが出てきて、どこかからあふれるはずなんです。だから、絶対相対的に弱いところからあふれるので、これを段階的に上げていったときにどこがあふれるのかというのが実は一番起こりそうなんですよね。想定最大いつ起こるか分かりませんし、想定最大の対策がいつ終わるかも分からないんですけども、多分一番怖いのがここに70来たときなんですよ、70とか80。それが、少なくとも現状だとどこであふれて、どうなるのか。それが、整備が進むと、僕、よくヒューズと言っているんですけど、そのあふれる場所が全然違う場所に移動しちゃうときがあるんですよね。そこを強化したせいで一気に10キロ上に行ってしまう。それ、結構厄介なんですよね、そうなってくると。常に弱点箇所というのを追跡しておいて、今、80が来たときに何するかというのは少し多段階で考えておかなければいけないと思いますので、ここで申し上げることかどうかわかりませんが、いつも同じことを申しますので、御検討いただければと思います。コメントです。

○委員長 どうもありがとうございました。

かなりシリアスな問題なんですけど、他に御質問いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この三沢川の事業ですけれども、ここで決めるべきことは継続するか中止するかということなんですけど、継続でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 難しいんですけど、継続でよろしく事業を推進してください。ありがとうございました。

引き続き、河川事業、鶴見川の整備事業に移りますが、事務局より説明をお願いいたします。

③ 鶴見川整備事業

(上記について、東京都から説明)

○委員長 御説明ありがとうございました。

河川事業、2番目の鶴見川ですが、委員の皆様の御質問ないし御指摘をお願いいたします。

○委員 よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○委員 御説明ありがとうございます。先ほどの案件とこの案件、両方とも都市計画決定が昭和40年代で、事業認可が下りたのが平成20年代というのは大体一緒です。先ほど朝日先生からもお話ありましたが、前の案件ですと、ニュータウンだから、これから市街地化が進んでいくのは分かっていたのではないかと。こちらはもう既に昭和50年代に約60%とあり、今御説明いただいた案件のほうが市街地化の進展が早かったというふうに見えます。であれば、都市計画決定されてから平成20年代までに何も工事が進まなかったのはなぜなんだろうかと疑問がありまして、質問させていただきます。

○東京都 御質問ありがとうございます。先ほどちょっと冒頭御説明させていただいたんですが、今回の鶴見川は、上流部、東京都の区間について延長は12.8なんですけど、全体で42.5キロほどございまして、下流が国土交通省、中流部が神奈川県管理ということで、河川は当然、下流側からしっかり説明・整備していくということで、順次、下流が整備を終わりました、神奈川県も、国かな、横浜の新横浜のところの一応調節池等々造りまして、下流側から順次説明・整備を行って、やっと下流側の整備を行ったということで東京都区間に入ってきたという状況でございます。

○委員 なるほど。全部の長さからいって非常に上流に近いので、こちらは遅くなってしまったということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他にいかがでしょう。朝日先生、お願いします。

○委員 前の事業もそうだったんですけど、ふと、事業の投資効果の定性的効果のところには内水被害軽減してありまして、先ほどの御説明でよく分かったんですけども、川の整備をしてキャパシティを上げると、その内水被害が速やかに雨水を流せて軽減するという事なので、それは河川整備の効果なんじゃないかと思うんですが、その浸水被害軽減の便益をこの事業の中で貨幣に換算してあげることはできない。もし合流式だったら1回処理を通さなきゃいけないので、下水道事業の中で何らかためるとか、そちらで対応するというのは分かるんですけど、雨水だけだったら流せるので、まさに河川の便益かなと思うんですが、そこはマニュアルですかね、河川の中ではこれは評価しない、換算はしないことになっているんですか。

○東京都 まさしく先生がおっしゃるとおり、私たちも議論はしてきておるんですが、現状のマニュアルの中では、河川からの溢水に関わる被害を軽減することが便益ということになってございますので、仮に、先生がおっしゃるように、堤内地側、陸側の下水道を整備することによっての内水の被害の軽減を便益として計上す

るのであれば、そこに整備を行う下水道の雨水管等のコストも乗せていかななくちゃいけないということになって、非常に複雑になってくるというところで、現状のマニュアルでは河川からの溢水ということに関わる被害を便益として計上しているということなのかなというふうに、今、マニュアルを見て認識しているというところでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございました。下水管は、要は受益者からすると、下水管も河川も整備されていないと浸水被害は軽減されないということなので、一体評価というのが多分一番望ましいのかもしれないんですけども、その部分は容易に何か、これとこれを足したらという形になっていないということなんですね、現状。分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。
その他、御質問いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

関連するんですけど、私、いろいろ県の河川の委員会とか出ていると、大体この断面形を描いた時点で、市民活動している人と魚とか生物をやっている人からの議論があって、いろんなものが出てくるんですけども、正直、この4ページの右上の整備後の図とか、あるいは10ページの右下の整備後のイメージというのは、私、最近いろいろやった河川であまり見かけない形というか、4ページの右下はまだ平成以降いろいろやられている川のイメージなんですけれども、基本的に同じ断面がずっと続いているのがよろしくないという状況の中で、少し水際に多様性を持たせようとか、何なら瀬と淵という川底の凹凸を持たせるとか、いろいろ工夫があるのが多自然川づくりで、多自然川づくりは全ての川づくりの基本だということで、大体それを議論するんですね。その上でB/Cが出てきて、確かに難しいんですね。それ、先ほどの内水もそうですけど、内水以上に、このB、どうしてもカウントしようがないので、あくまでもできるだけいい川をつくきましょうというものしか乗ってこないんですね。なので、そういう意味ではB/Cは減らしちゃうんですけども、たまたま写真が悪いのかもしれないかもしれませんが、あまりよろしくない例として出てきそうな写真が整備後のイメージで出てくるので気になったんですけど、少し、生物の人とか、あるいは景観の人とか、そういった人と、この断面をどうするかとか少し工夫したらどうかって、そういう場はどこかにあるんですかね、委員会は。

○東京都 東京都の場合、流域連絡会という地元の有識者、まさしく先生がおっしゃったような地元の方または環境に非常に御関心を持たれている方、そういう方をメンバーとしまして、公募もしてございますが、入っていただいて流域連絡会というのを年に1回以上は開催してございます。その中で、そういう多自然川づくりだ

ったりということをどうしていくかというのを十分議論しながら事業を進めているという状況でございます。

○委員 そうすると、ここもそういう議論はあって、親水性というのは、親水性って結構意味が広いので、こういうふうにちゃんと柵を設けて、その上の歩道というのも親水性で、私、いいと思いますけれども、苦しいところはあるので、何もしようがないところで、とにかく容量を稼ぐのがやっとなところもあるので、どこでもできるわけじゃないですけど、余裕のあるところで議論があって、そういう議論をしていただいているなら、今後これを進める上でもまだ工夫のしようはあると思いますので、もう少し何か変化を持たせる工夫があってもいいのかなと思いました。なかなかB/C乗らないので、そこは厳しいかと思っておりますけれども、ぜひお願いいたします。

以上です。

○東京都 ありがとうございます。

○委員長 難しい注文ですけど、よろしく申し上げます。

その他、いかがでしょうか。

○委員 すみません、質問を1点させてください。11ページの進捗状況の図面を拝見すると、結構蛇行している現行の河道に対して、新しい河道を真っすぐ入れるというような感じになっているんですが、そうすると、旧の河道というのが残るんだろうと思うんですけども、この辺りは将来的にどうなるのかについてどんな感じでお考えになっているのか、あるいは地元とどういう形で調整が図られるのかといった辺りを教えていただければと思います。

○東京都 御質問ありがとうございます。先ほども申し上げた流域連絡会または地元の市とか町会等と議論しまして、この図面のとおり、かなり旧河道が出てきてしまうという状況になってございまして、すごい自然が豊かな部分につきましては市と協議をしまして残していくというところもございまして、それほどでもないというところにつきましては埋めまして遊歩道等を整備するというところ、または狭いところにつきましては新しい河道と併せて整備して先ほどの緩傾斜護岸を整備すると、そのような整備を行っているところでございます。

○委員 ありがとうございます。今、グーグルマップの写真で見ていると、確かにいろんなパターンがこの下流のほうであって、ここが一番何かぐねぐねしたところを突っ切る感じになっていますね。ちなみに、参考までなんですけど、この財産って、仮にその市が引き取って遊歩道なり、あるいは少し自然の観察地なりにしようってなったときに、売ってお金が都に入ってきたりするんですか。それとも、

権利関係というか、土地の関係がどうなるのかってことについて、完全に御参考までなんですけども、お伺いしてよろしいでしょうか。

○東京都 基本的には、河川区域としてそのまま残しまして、管理の部分だけを市にお願いするというような状況が一般的かと思います。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長 その他、いかがですか。よろしいですか。

それでは、また決を採らなきゃいけないんですが、この事業も継続でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 はい、ということで継続して事業を進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、今日最後の事業評価になりますが、ついこの間、見学に行きました六仙公園を対象とします。説明をお願いいたします。

④ 六仙公園

(上記について、東京都から説明)

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの公園事業について、委員の皆様方からの御指摘、御質問を承ります。いかがですか。茶木委員、お願いします。

○委員 御説明ありがとうございました。こちらの公園は視察をさせていただきましたけれども、一部、開園している場所では、おそらく近隣の住民の皆さんがすごくくつろいでいらして、既に憩いの場として機能していることを感じました。

2つに分かれているところがつながってくると住民の方にも全体像がより見えやすいと思いました。質問としては単純なことです。斜線が入っていない部分で黄緑色の部分と黄色い部分の違いはどういうことなのか教えていただけますでしょうか。

○東京都 承知しました。開園区域の中に、ちょうど真ん中のところに緑の入っていない黄色の部分があるんですけども、この土地は第八小学校の跡地なんですけど、東久留米市がまだ半分土地を持ったまま、都としては市から土地を借りている状態になってございます。ですので、黄色いままになっているんですけども、実態上は公園として整備して開園をしてございます。緑のところについては、東京都が既に

用地買収をし終わっているところという形になってございます。よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 その他、いかがですか。どうぞ。

○委員 ありがとうございます。この間、参加できませんで失礼いたしました。手元に平成22年度の議事録もつけていただいている、この時点では平成28年には完了したいと書いてあって、遅れた理由を先ほど御説明いただきましたけども、そういうわけで遅れているのは仕方がないので、今後の見込みについて教えていただけますでしょうか。土地が30%まだ手に入っていないので、それが入り次第ということだと思っておりますが、用地の交渉がどんな感じかということをお教えくださいというのが1点目。

2点目は、そこにも遅れている理由にあった生活道路ですけども、今の公園の状況でも、3ページの絵でも赤く東西に細長く入っているのは多分に小学校の敷地だったときの道路とか、南北に分断している白い大きな道路、これは多分住宅地に帰られる方がこの道路がないと困るからということだとは思いますが、東西の赤い道路は公園内なので廃道できるんじゃないかということが1点目と、2点目のこの南北のやつは、多分にこの住宅の方がいる場合はなかなか難しいので、公園の設計を変えるという、つまり、この南北道路で西側・東側みたいに、何かそういった計画がございませうかというのがもう一つの質問でございます。よろしくお願ひします。

○東京都 まず、前回の事業評価委員会的时候には、少し説明しましたが、現在よりもまだ認可区域が少なく、4.7ヘクタールに対して28年度までという形にしておりました。実際に4.7ヘクタールで認可を取っていたところを全て今の時点で買っているのかって言われると、やはりその中にも生産緑地等が買って買っていない部分はあるんですけども、事業認可区域を追加したことプラス事業期間を延伸して、今、用地取得は70%、前は60%だったわけですが、かなりスピードは上げてきたというふうには言えるかと思ひます。

用地取得の件については用地課長からお答えいたします。

○東京都 用地課長でございます。御質問ありがとうございます。

用地折衝に当たりましては、事業の必要性ですとか補償の考え方を丁寧に説明して折衝を進めているところでございます。場所柄、生産緑地が非常に多い地域でございまして、やはり営農者の生活基盤となっているところもございませうので、地権者の方の売却意向などを確認しながら用地取得を進めているところでございます。あとは、生産緑地の中には納税猶予の抵当権がついているものなどもございませうので

で、そういったものにつきましては相続の機会を捉えて用地の取得を進めていきたいと考えております。

○東京都 それから、道についてなんですけれども、先生御指摘のとおり、やっぱり使っている人がいる限りはなかなか廃滅できないという問題がございまして、整備するのが道路の部分が最後になってしまうという状況がございます。

計画を変えるかどうかなんですけども、一応、道があっても整備できる形でできるだけ整備を進めていって、最後、廃滅された道を簡単に整備すれば完了するような形で、随時、設計は状況に合わせてある程度見直しはしながら進めているところでございます。

○委員 ありがとうございます。設計もそうですし、この場合、その途中の供用を徐々に広げていくと思うので、その場合も道路をまたがなきゃいけないみたいな、子供がそこを渡るみたいなことはあると思うので、気をつけていろんなことを配慮しながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

○東京都 はい。ありがとうございます。

○委員長 その他、いかがですか。中村先生、お願いします。

○委員 御説明ありがとうございました。資料の1ページ目のところに位置図のようなものがございまして、12ヘクタールの事業認可区域が開園される、将来的には15ヘクタールの計画決定区域が開園されるということになりますと、それなりの来園者が見込まれているんだと思うんですけれども、一方で、この左側の案内図を見てもわかりますように、非常にアクセスの悪い土地ということが言えるかと思います。駅も遠いですし、道路も結構貧弱な感じになっているかと思うんです。そういう意味で、これは直接この公園事業の話ではないんですけれども、中期的というか、公園の整備が進んでいくのに合わせてアクセスをもう少しよくしてくださいみたいな、都でやるのか、道路の種類によって市でやったりするものもあろうかと思いますが、そういったことって極めて大事なと。特に都立・都営ということになりますと、東久留米のこの周辺の住民だけではなくて、もう少し周辺の市からも利用を一応見込んでいるという位置づけになろうかかと思うので、アクセス問題って結構大事だと思うんですが、その辺り、何か御調整を進めておられたりするのでしょうか。あるいは、こういった問題認識でおられるのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○東京都 先生御指摘のとおりでございまして、なかなか幅員のある道路に面しておらず、少し住宅地の中に奥まったところにあって分かりづらい公園になってございます。近くで都市計画道路等の整備が徐々に行われていっているんですけれど

も、この公園に直接接しているような状況ではなくて、やはりそれほど幅員のない市道を使って公園に来る必要がございます。東久留米市に対しては、もう少しアクセスについても案内を出してもらおうとか、そういうできることも含めて意見調整はしていけるところもあると思いますので、より利用してもらえる公園に向けて市とも調整を図っていければと思います。今のところで、なかなか道の幅員をどうするかというところまでは行けていないのが実情です。

○委員 ありがとうございます。先日、現地でお話を伺ったときにも、駐車場みたいな整備もまだこれから先ですよといったお話も伺いましたので、そういったことが動き出すのと合わせて、やっぱりそういったアクセスの問題も結構大きな問題なので、議論を進めてほしいと思うんですね。もちろん、車が入ってきて渋滞してという問題もありますけれども、一方で、やはりそれによって周辺住民のお子さんたちの交通安全が脅かされる等々の問題も生じかねないですので、場合によってはバスを使ってくださいとか、いろいろなあの手この手で、自家用車だけのアクセスではなくて様々なアクセスをPRしながら、周辺住民も含めて、より快適な環境の中で公園利用が進むようなことというのにも模索するべきかとも思いますので、ぜひその辺り、しっかり進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○東京都 はい、承知いたしました。

○委員長 はい、お願いします。

○委員 2点質問させてください。

1つ目は、聞き逃してしまったかもしれないんですけど、4ページの人口1人当たりの公園面積のところの解釈の仕方なんですけど、事業認可された平成13年から今に至って都市化が進んだけれども、東久留米市の人口1人当たりの公園面積は増えていって、多分、東久留米市もこういった緑地環境に配慮している整備されていると思うんですが、これは、例えば都市計画上の目標にまだ足りないから貢献するというような文脈であるのか。また、公園も、維持管理コストの財源を気にされているところも増えているように思いますので、その意味で、都の公園ができるということは、ここに書く種類のことでないかもしれないけれども、貢献をするということになっているのかという、その辺りの市との関係、自治体との関係での解釈の仕方を教えていただきたいのが1つと、あともう一つは、定性的評価の記載なんですけども、これ、公園事業というよりも、この前の街路の事業と比べていて思ったことなんですけど、定量的効果のところ、カウントして、基本的にはあまりカウントし切れていないものを街路のときには書いているように思うんですね。公園の場合には、例えば旅行費用とか、そういう形だとざっくりと中身を問わずに出してしまうので、その中身を解説しているような感じだと思うんですね。だから、追加的な効果なのか、それとも中身を解説しているような種類

の、これ、分かりやすく非常に大事な情報だと思うんですけども、何かそのところを切り分けていただいたほうがいいのかな。例えば健康便益みたいなもの、もしかしたら追加的便益として足しているものなのかが微妙なものとかも出てきていると思うんですけども、はっきりとこれは追加で、これは中身ですということはできないかもしれないんですが、その辺りの今のお考えを教えてくださいと思います。

○東京都 まず、1人当たり公園面積ですけども、都市公園法では、それは日本全国の目標として1人当たり公園は10平米を目標にしているというふうにしています。とは言いつつも、物すごく東京みたいな都心においては非常に目標値が高過ぎますので、各市において緑の基本計画や都市計画マスタープランなどで目標を定めていたりしています。今日お示しさせていただいた結果からいうと、認可をかけたときは本当に少なく、東久留米市って都市公園がほとんどなかったに等しいというような状況かもしれませんが、0.2から、六仙公園だけのせいではないんですけども、一応令和2年で2.81まで広がったということです。目標はせめて5平米ぐらいまでは増やしていくべきだろうなというふうには思いますけれども、まだまだ都内では少ないほうであると考えてございます。

それから、定量的評価と定性的評価についてなんですけども、先生おっしゃったとおり、公園についてはなかなかそこに線が引きづらいというのがあって、ある意味、定量的評価のほうでカウントされているような中身について定性的評価で補足しているような部分はあると思います。ただ、私どもとしては、定量的評価に入っていないものが定性的評価で書かれるというよりは、むしろ定性的評価の、なかなか数値としては言えないんだけど、公園があることによる効果というのは、こういう形でやはり伝えていったほうが皆さんにとって分かりやすいんだろうという観点で説明させていただいているという考えです。

○委員 分かりました。ありがとうございました。やっぱり横並びで事業を見せていただいているからだとは思うんですけども、費用対効果と並べて見たときに、それがその中身なのか、それ以外、数え切れなかった部分なのかというのは、やっぱり少し目が行ってしまう部分ではあるんです。一方、それがあまりきれいに切り分けられないというところも分かりますので、そこは事業によってやっぱり差があると思うんですよね。だから、このフォーマットの言葉遣いの問題なのかもしれないんですけども、もう少しそこが分かりやすくなるといいなとは思いました。ありがとうございました。理解いたしました。

○委員長 その他、いかがでございませうか。

1つだけ、東京都立の公園も随分できましたけれど、何かそれぞれの公園でいろいろテーマを変えて計画整備しようとなさっているんですか。例えば、縄文式の話が出ましたけれど、この間行った下谷のほうも、何かそういう小屋を造ってみたり

とかあるので、何かそういう文化的な意味でのつながりを持って東京都全体の公園計画を策定されているのでしょうか。

○東京都 基本的には、やはり公園の立地であるとかによって随分目的が違ったりしてございますので、ここは水源というか、水がある程度豊富に手に入れられた場所なので、縄文遺跡みたいなものが残されているようになっていますけども、そういう遺跡、歴史的資源があるところについてはやはりそういうものを大切にする。全くそういうものがない場所にあっては、運動施設を中心にした公園にすることもありますし、全体としてこういう考えでというよりは、ネットワークは全体・全域で考えてはいるんですけれども、公園それぞれに入れる機能については、その公園に即した形でそれぞれ考えているというのが現状かなと認識しています。

○委員長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、この六仙公園も、この間行って、随分広いけど、まだ途中だなということなので、このまま終わってしまうと困るような気もするんですが、継続でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、継続と決定しますので、以降もよろしく整備のほどお願いいたします。

○東京都 ありがとうございます。

○委員長 以上で今日の議題はおしまいということになりますか。それでは、あとはよろしく申し上げます。

(事務局より今後の日程等について説明)